

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【公開番号】特開2013-7889(P2013-7889A)

【公開日】平成25年1月10日(2013.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2013-002

【出願番号】特願2011-140393(P2011-140393)

【国際特許分類】

G 09 B 29/00 (2006.01)

G 06 T 17/05 (2011.01)

G 09 B 29/10 (2006.01)

G 01 C 21/32 (2006.01)

【F I】

G 09 B 29/00 Z

G 06 T 17/50

G 09 B 29/10 A

G 01 C 21/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月4日(2013.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

請求項2記載の3次元道路地図データ処理システムであって、

前記第2の数のZ構成点は各前記道路成分の始点～終点間に所定の距離間隔で順次設定され、

前記XY関連成分は前記所定の距離間隔と始点からの設定順序とを含む、
3次元道路地図データ処理システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

請求項2記載の3次元道路地図データ処理システムであって、

前記XY関連成分は各前記道路成分の始点から各Z構成点までの距離を含む、
3次元道路地図データ処理システム。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0096

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0096】

D座標はリンクの始点から当該Z構成点までの距離としているが、D座標の“0”となる基準値は上記差分表現と同様に限定するものではない。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 1 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 1 6】

図13に示すように、図5に示された実施の形態1のデータ構造ではZ構成点の位置は経度、緯度にて示しているが、実施の形態4ではXY関連成分としてZ構成点P Z jの設定間隔と始点からのZ構成点jの設定順序とを含ませ、Z構成点のXY方向の位置を間接的に算出可能にしている。なお、他のデータ構造は図5で示した実施の形態1と同様であるため説明を省略する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 2 1】

このように、実施の形態4の3次元道路地図データ処理システムにおけるZ構成点作成部25は、XY関連成分として、始点～終点間にZ構成点を設ける距離間隔と、始点からの当該Z構成点の設定順序とすることにより、各Z構成点に必要な情報はZ成分のみにすることができるため、実施の形態1以上に格納用3次元道路地図データの情報量を削減することができる。